

まごころネットワーク定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まごころネットワークという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を千葉県流山市大畔 537 番地に置く。

2. 前項のほか、その他の事務所を千葉県松戸市新松戸 2 丁目 37 番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、地域で誰もが心豊かに暮らしていける社会を目指して、援助が必要な高齢者や
その他のサービスが必要な人々に対して、自主、自立性を尊重する活動を通して、福祉の増進
に寄与すること、また、職業能力の開発や雇用機会の拡充を支援する活動に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健医療、又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動にかかる事業を行う。

- ① 在宅福祉サービスに関する事業
- ② 行政の福祉関連事業に関する受託事業
- ③ 各種公益法人関係の関連事業に関する事業
- ④ 「介護保険法」に基づく居宅サービスである訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、福
祉用具貸与の各事業および居宅介護支援事業
- ⑤ 「介護保険法」に基づく地域密着型サービスである認知症対応型通所介護、認知症対応型
共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護の各事業
- ⑥ 「介護保険法」に基づく介護予防サービスである介護予防訪問介護、介護予防通所介護、
介護予防短期入所生活介護、介護予防福祉用具貸与の各事業および介護予防支援事業
- ⑦ 「介護保険法」に基づく地域密着型介護予防サービスである介護予防認知症対応型通所介
護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護の各事業

- ⑧ 訪問介護員養成研修事業、居宅介護従業者養成研修事業、精神障害者ホームヘルパー養成研修事業、移動介護従事者養成研修事業、介護福祉関連講座教育事業
- ⑨ 福祉有償運送事業
- ⑩ 雇用機会の拡充を支援するための民営職業紹介事業
- ⑪ 福祉関連事業に係る各種団体との提携事業
- ⑫ 社会福祉に関する情報の提供の為の広報活動、調査、研究、啓発、支援等に関する事業
- ⑬ I T関連教育事業、各種教育関連事業
- ⑭ その他、この法人の目的を達成する為に必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同した入会した個人又は団体
- (2) 協力会員 この法人の目的に賛同した事業活動に協力する個人又は団体
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して資金援助等、側面からの支援を行う個人又は団体

(入 会)

第7条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 会員は、この法人を政治・宗教その他の営利目的に利用してはならない。
- (2) 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、その者が前各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- (3) 理事長は、前項の者の入会を認めないとときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して、1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号に一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又はこの法人の定款及び規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上9人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2. 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは、3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、役員になることができない。

5. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4. 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行権の状況、又はこの法人の財産状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者がかけたときは、遅滞なく、これを補充しなければならない。

(解 任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総 会

(種 別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種となる。

(構 成)

第 21 条 総会は、会員をもって構成する。

(権 能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算に並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) その他の運営に関する重要な事項

(開 催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による招集があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなくてはならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. その他のやむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項に規定により表決した正会員は、前条 2 条及び次条第 1 項に規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、この法人と正会員との関係につき議決する場合においては、その正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理 事 会

(構 成)

第 30 条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）
- (6) その他の総会の議決に要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 現理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議決は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会については出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、この法人と理事との関係につき議決する場合においては、その理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所

- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条に規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入支出することができる。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算経過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更生)

第46条 予算作成後にやむを得ない理由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は、更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならぬ。

2. 決算上、剩余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れ、その他の新たな義務の負担をし、又はその権利を放棄しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に既定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を経なければならない。

(解 散)

第 51 条 この法人は、次の各号に掲げる理由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3. 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(清算人の選任)

第 52 条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併及び破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において、4 分の 3 以上の議決を経て、流山市もしくは、この法人と類似の目的を有する特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合 併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

第9章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、千葉日報新聞に掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第 56 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
3. 事務局長及びその他の職員は理事長が任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雜則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(付則)

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらずこの法人が成立した日から平成 13 年 3 月 31 日までとする。
3. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 12 年 3 月 31 日までとする。
5. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1) 入会金 1,000 円
(3) 会費 年額 1,000 円
6. この定款は平成 23 年 9 月 30 日より施行する。(第 50 条)